

Title	十六・七世紀における中国・ ヲエトナム交渉史に関する研究(III) : 莫登庸政権を中心として
Sub Title	A study on the diplomatic intercourse between China and Vietnam in the 16th and 17th Century (III)
Author	大沢, 一雄(Osawa, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.57(193)- 85(221)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十六・七世紀における中国・ヴェトナム

交渉史に関する研究 (III)

——莫登庸政権を中心として——

大 沢 一 雄

第二章 莫氏政権と明朝との交渉 (II)

鄭惟僚は二年余に亘る困難な旅行の末、嘉靖十六年（一五三七年）二月壬子、明廷に赴き、莫氏篡奪の経緯を訴え、かつ、問罪の師をヴェトナムに派遣することを請う機会を得た。⁽¹⁾

既に見たように鄭惟僚来訪以前より明廷内部においては安南討伐の気運が昂まつており、その可否をめぐる論争が激しく行なわれていたのであるから惟僚の来訪は当然の事ながら討伐論を刺戟することになった。⁽²⁾

明廷は早速、前年嘉靖十五年末広西に派遣した陶鳳儀等を召還し、嘉靖十六年（一五三七年）四月庚申（十二日）には礼部・兵部合同の会議を招集し、鄭惟僚の提訴に対する措置を検討した。

この会議は莫登庸の十大罪を挙げ、「罪人之主名」を明らかにすると同時に、これに対し武力討伐を行なうべきことを帝に奏請した。

登庸の十大罪は実録⁽³⁾によると次の通りである。

逼逐黎諫，占拋国城，罪一。逼娶国母（諫之母），罪二。鳩殺黎憲，偽立己子，罪三。逼黎寧遠竄，罪四。僭称太上皇帝，罪五。改元明德・大正，罪六。設兵關隘阻，拒詔使，罪七。暴虐無道，荼毒生靈，罪八。阻絶貢路，罪九。偽置官属，罪十。

永樂年間に行なわれた安南討伐の際、張輔等は胡季犛の二十大罪を挙げたが、その中には中国の領土問題や中国・安南の国境地帯の安全に関する問題等が含まれており、世祖永樂帝の安南討伐は、この点からみればその必然性と正当性を主張することができるだろう。

それに反し、莫氏の十大罪のうち、中国の利害に直接関係のある問題は第七の罪「拒詔使」、第九の罪「阻絶貢路」という末尾に挙げられた二条の罪にしかすぎぬ。

世宗嘉靖帝も、兵部に諭して、「今日有事安南，是為彼国除乱，与太宗時事体不同……」（明実録・嘉靖十六年四月辛酉）といっているが、帝自身、今回の安南討伐は安南の内部問題の解決のみを目的としていたものであるということを目覚めていたといえるであろう。その根底にアジア世界の秩序の保持者としての意識があつた事は否定できない。

又、十大罪をみると莫氏の罪として挙げられているものは多くは鄭惟僚の上奏に⁽⁴⁾みられるものであり、惟僚の情報が大きくこの合同会議の決定を左右したことは否定できぬ。

このことは同会議が鄭惟僚について「軍門に随帯して、以つて総兵官の諮訪、調用に備えしめる」⁽⁵⁾ことを決定していることによつても知られるであろう。

続いて翌四月辛酉（十三日）、兵部は世宗の諮問にこたえ十一条に亘る安南討伐のための具体案を答申⁽⁶⁾している。

それは北人は南征に不適であるから両広、川、貴、湖広、福建等、中国南部の兵及び土兵を動員すべきこと、両広の欽州、思明、憑祥、雲南の臨安、蒙自より安南に兵を進発させること、軍規を厳正にし、論功行賞を明らかにすること等の

提案を内容とするものであつたが、この兵部案は安南に対する式力討伐を絶対的な前提として作成されており、安南の莫氏側との妥協策というものについては全く考慮していない。

しかし、この段階にあつても討伐に対する批判が後を絶つた訳でなく、兵部の答申のなされたと同じ日に兵部左侍郎潘珍が、又同月丁卯（一九日）には潘珍の子で、提督兩広軍務左侍郎の職にあつた潘且が夫々討伐論に対し批判的な意見を世宗に具申している。

潘珍は「是れ、莫氏父子及び陳昇は皆弑逆の賊なり。而して黎寧と其父黎諫は封を請いて入貢せざるもの亦二十年なり。春秋の法をもつて揆れば、皆六師の移を免かれず。又何ぞ必ずしも兵を興して之を左右せんや。且つ、其地誠に郡県の置に足らず、其の叛服は中国に与るなし」という立場から説きはじめ、東西の辺境地帯の兵乱が頻発して「烽警屢々報じ、冬より春にいたるまで、月に虚日なく、而して我士伍充たず、芻糧耗匱す」る現状をのべて南征の不利なことを指摘し、更に文武大臣二員を任命し、これに征討の命を授け、近辺の漢兵や土兵を調して中・越国境地帯に進駐させ、莫氏に脅迫されて従つてゐる者や黎寧の軍勢の内応をよびかければ「底定の功は、將に坐致すべし」と主張した。

潘珍の本意は恐らく討伐に反対であつたのであろうが、情勢の推移を考慮して次善の策として中国側の負担軽減をはかつたのであろう。

しかし、世宗は既定方針に従わずして、妄言をなし、人心を惑乱したとして潘珍の職を褫い、間住を命じた。

又、潘且は「夫れ夷狄は禽獸にして本と人倫なし。律するに中国の法をもつてするは、皆よろしく立つる所にあらず」とし、その内紛に干渉することなく「変を觀て、もつて彼の国の自ら定まるを待つ」ことを主張したが、この潘且の靜觀論は主戦論をとる礼部尚書嚴嵩、兵部尚書張瓚等の反駁をうけた。

嚴嵩は、夷狄にもと人倫がないというが、莫登庸のような者が今後あらわれて「君を弑して国を奪い、上表して封を請

わば、則ち、国家は將に何をもつて之に処さんや、また「姑らく一切之を置きて問わざれば、則ち乱を長ぜしめ、奸を縦にするのを免れ」ないではないかと主張した。⁽⁹⁾

結局、主戦論が世宗の支持を得るが、反対論は根強く、後には、広東巡按御史余光、御史徐九皋、給事中謝廷萑等も反対論者としてあらわれてくることになる。⁽¹⁰⁾

黎正甫⁽¹¹⁾は、反対論者について「案ずるに、当時安南を征するを諫むる者は多く粵人、及び両広の守臣である。けだし、安南を征するときに大兵の経るところは必ず両広で、征發調遣は必然的に他の省に較べて煩であるからである」と指摘している。

この見方は妥当であるが、両広守臣が安南討伐論者に比較して安南事情や討伐に附随する困難さなどについて正確な認識をもつていたということも考慮しなくてはなるまい。

両広守臣の中にあつても欽州知州林希元のごとく、「即日師を出さんことを請う⁽¹²⁾」という強硬な意見を吐く者もない訳ではなかつたのである。

ところが、翌五月に入ると明廷を支配した安南討伐論には微妙な変化が現われてくる。この契機は朝命を奉じて五月に入京した毛伯温の上疏にあつたといえる。

伯温は入京即日「任に到きて事を管どり、安南を征討するの命を候つ⁽¹³⁾」ことを命じられるが、彼自身も、早速「議処安南六事⁽¹⁴⁾」を条陳している。

六事とは正名、用兵、用人、理財、明賞罰法、一事体のことで、これは毛伯温が軍事計画、討伐に伴なう経済的措置等について自己の見解をのべ、世宗の諒解と支持を要請したものであるが、その軍事計画について云えば四月辛酉の兵部の覆答した十二条⁽¹⁵⁾を更に敷衍したもので大綱において径庭はない。

唯、こゝで注意すべき点は第一条「正名」であり、こゝで毛伯温は次のようにのべている。

一曰正名。安南不庭，皆由莫登庸篡逆，命將出師為賊也。宜先移檄省諭脅從者，許其投首，有能斬賊者，一体陞賞，若賊首來降，臣等即当奉聞区処，待以不死，如昏迷不悛，必尽戮無赦，乞明載勅書中，容臣等奉行⁽¹⁷⁾。

賊首莫登庸が降伏してきた場合は投降を受理し、区処して殺害しないという方法を採用することを勅書の中で確認してほしいという事を要求しているのである。

従来⁽¹⁶⁾の討伐論が黎寧支持という立場を明確にしていたのと比較すると毛伯温の考えは若干柔軟性のある解決を目指していたものといえる。

毛伯温はこの時、既に安南討伐の責任者であり、彼の「議処安南六事」は当然、討伐を前提とする具体的提案にならざるを得ないが、当時の一般輿論は明史によれば「朝論多主不当興師⁽¹⁷⁾」という有様であつたようであるから、彼自身も、それ程積極的な討伐論者ではなかつたのであろう。

そもそも、討伐論は夏言の提案にはじまつたものの、討伐決定後も、安南状勢に対する十分な検討もなされず、盲目的に計画が推進されてきたといふことができる。かゝる際に、毛伯温が具体的討伐計画とともに、はじめて莫氏投降の際の処置に論及したのであるが、この提案は討伐論の空転をとぐめ、その再検討を促す契機となつた模様で、明史⁽¹⁸⁾は、その間の経緯について次のようにのべている。

五月、伯温至京，奏上方略六事，以（潘）且不可共事，請易之，優旨褒答。及兵部議上，帝意忽中變謂黎，寧誠偽末審，令三方守臣，從宜撫勦，參贊・督餉大臣俱暫停……下略……。

こゝに「兵部議」とあるのは毛伯温の「議処安南六事」に対する兵部の態度をのべたもので、大幅に伯温の献策を認めただものであるが、第一項においてのべられた賊首投降の際の処置には触れられておらず、あくまでも莫氏討伐に関する伯

温の軍略的な提案のみに同意するものであり、論功行賞についても「先破安南国城者、銀三千兩、陞五級、擒斬賊首莫登庸父子、如之。」といった具合で投降という事態の発生は全く考慮されていない。

この兵部の覆答をみて「帝意忽ちにして中変」したと謂うが、覆答そのもの、中にはこの「中変」をもたらしたと考えられる理由は何も見出し得ないのである。

兵部の覆答に対し世宗は次のように云っている。

安南久不来庭，義当興師問罪，近拋黎寧奏称，莫登庸篡逆，阻絶朝貢。未審真偽⁽¹⁹⁾。

従来の討伐論を原則として承認しつつも、安南不入貢の罪を一方的に莫氏に転嫁することを避け、黎寧の奏の真偽「未だ審らかにせず」といつているところからみると、この問題が、「中変」の最大の理由といえるが、このことは以前より疑問とされていた点で、こゝで改めて理由としてとりあげるのはおかしい。

おそらく、毛伯温の上奏により莫氏投降の可能性というものを世宗は認めたのではないだろうか。そして投降をした場合に中国側の体面を失わずに莫登庸を中心とした安南に対する善後処置をなすようにという配慮が、帝をして「中変」させた⁽²⁰⁾と推定してはどうか。根強い討伐反対の空気というものも、この決定に或程度影響を与えたかも知れぬ。

この推定を否定したとしても、毛伯温の上奏が安南討伐論に一時ブレーキをかける役割を果たしたことは認められるのではないか。

この結果、前々月四月庚申、礼・兵二部が安南討伐に帯同し、総兵官の諮問に応じさせることに決していたところの鄭惟僚も六月戊辰（二十一日）には帰国せしめられており、同時に世宗の態度の変化を機に討伐反対論が急激に表面化していった。

五月乙巳（二十七日）には湖広道監察御史徐九皋が三事を陳言し、その第三項に「議兵政」を挙げ、討伐論を批判している。

陸下興師問罪，于何不臧，然今雲貴兩広糧藁空乏，東南地方洊遭水旱，臣請暫緩遣師。先行總督・兩広都御史・総兵官，從宜処分。及行令所在積貯糧料，徐觀其變，若彼能格心効順，可不煩兵而下，若果怙終不悛，俟吾兵力既足，徐行天討。⁽²¹⁾

又、給事中謝庭灌も同主旨を呈している。⁽²²⁾

彼等は疏中に訛字があり、不敬であるという理由により夫々二ヶ月の減俸処分をうけているが、四月に徐九皋と類似の批判を展開した潘珍が「事体を諳んぜずして、人心を惑乱する」という理由で褫職、問住を命ぜられたことに比較すれば、この処分は軽いものといえ、このような処分の相違は世宗の安南対策の変化と無関係であるとは云えないであろう。

六月乙亥（二十八日）⁽²³⁾には浙江道御史何維栢が服喪中に起用された毛伯温のために「礼制」を全うしうるよう世宗に請い、七月壬午（五日）には毛伯温自ら「疾を引きて終制を乞う」⁽²⁴⁾ている。

かゝる動きは世宗の受理するところとはならなかつたが、安南討伐にともなつて緊張していた朝廷の空気が、こゝに至つて一時緩和したことを物語っている。

かゝる状態は八月上旬まで続いたが、八月に入ると事態は三転し、世宗の態度は硬化してしまつた。

この契機をなしたのは雲南巡撫都御史注文盛の次の奏で、明実録の嘉靖十六年八月甲寅（八日）の条に記載されている。

莫登庸聞朝廷發兵進討，陰遣其偽知州阮景・裴行儉等，行覘至納更山，蛮蚤・五邦等寨，為婦附土舍刀鮮，寨長李孟元・交人黃明哲所擒，併獲綏綏州印一顆，偽撰大誥一冊。上以莫登庸既篡逆本国，又擅作大誥，僭擬背叛，罪在不

赦、復勅雲南・両広鎮巡等官、仍照前旨多方計画、協力征勦。刀鮮、黄明哲・李猛元各給与冠帯、仍各賞銀三十両、綵段二表裏、総兵官沐朝輔并文盛俱賜勅奨励。

雲南臨安府の近傍で黄明哲らが策動中の阮景ら莫氏の派遣した者を捕えたところ、綏昇州の印と大誥一冊を所持していたことが暴露され、その報告をうけて激怒した世宗が再度討伐を下令したというのである。

この実録の伝える事件の経緯は安南側の欽定越史通鑑綱目によつても踏襲されているが四夷広記(25)によると事実について若干の出入がある。

六月初二日、臨安守備王時中捉獲安南探事総兵(26)王明哲・進士阮景等二十名。王明哲亦称願引大兵馬為向道、自綏昇州至蓮花灘、達歸化府、又自歸化府至臨洮府、達東都城、備陳水陸進程及其寨守之处、我闖師未之信也。

文中の王明哲は黄明哲の誤りとして差支えあるまい。これによると黄明哲と阮景は等しく王時中のために捕えられたことになり、黄明哲が阮景を捕えたという実録の記事と一致しない。

又、王世貞の安南伝(27)には

……而宣光総兵使武文淵・左都督黄明哲等各抛地請内応。当是時、天子銳意討登庸、群臣諫不聽。亡何、登庸使所親杜文莊来覘我師、獲之。

という記事がある。黄明哲の関係した事件と、杜文莊のそれとが同一の事件なのか別のものであるかはこれ等を綜合してみても明らかにすることは困難であるが、この時期に莫氏側のスパイが明側に捕えられたこと又、黄明哲等安南人の一部が明に内応しようとしていたことは間違ひなからう。

武文淵に関しては明実録(28)に次の記事がある。

先是、交人武文淵以其衆来降、都御史汪文盛遣指揮趙光祖等往撫諭之。文淵遂使夷人阮宏規等来獻進兵地圖、因白

安南乱状言；文淵世黎氏臣，以登庸之乱出抛宣光，其地旧臣阮仁蓮・黎署瑁等数輩皆分抛一方，与登庸相攻。文淵有兵万人，願待天兵南下，率弟姪武子陵等屯石瀆関，以從因号召国中義，登庸可破也。

この記事によると文淵は汪文盛に「進兵地圖」を献じ、自己の兵万余をもつて莫氏討伐に協力する旨を申し出たのであるが、汪文盛も彼のために官を授けることを明廷に請うた。ために世宗は「(武)文淵傾心歸附，慕義可嘉⁽²⁸⁾」として冠帯を授け、武職を賜い、その弟姪武子陵にも冠帯を授けた。

汪文盛はこれ等交人をその支配下におくだけでなく、更に、雲南・安南に隣接する老撾、八百、車里宣慰司を政治交渉を通して手なづけ、その兵をも動員すべく画策した。

実録嘉靖十六年十月己巳(二十三日)条にいう。

雲南巡撫汪文盛等言；安南広陵州土官刁雷招諭夷酋刁禎等来降，請授以冠帯，老撾宣慰司土舍怕雅一聞征討安南，首先思奮，且其地広兵多，彼国畏之，可使独当一百。八百宣慰司土舍刁纜那・車里宣慰司土舍刁坎与老撾相近，孟良府土舍刁交在老撾上流，皆多兵衆，可備征討，請免其查勘，先令就彼襲職，命老撾駐兵木州，以候進討，所下地方即与帶管。詔可其奏。

かゝる汪文盛の工作は結局は莫氏の投降により直接の効果を挙げ得なかつたものゝ、それが莫登庸等安南側に与えた心理的な打撃は決して過少評価すべきではないであろう。

明史は「是の役や、功、伯温に成る。然れども、謀を伐り、勝を制するに、文盛の功多しとなす。論功に及び、伯温及び両広鎮巡官俱に秩を進む。而して文盛止、銀幣を齎⁽²⁹⁾のみ」と評しているが、当時にあつて、汪文盛の功績というものは正当な評価をうけることは出来なかつたようである。

汪文盛は原来、副使鮑象賢とともに「勦は撫にしかず」という考えをもつていたようであるから、文盛の本当の狙いは

安南に対する示威にあつたと考えてよいであろう。

又、この同じ十月に、広東巡撫余光は広東に至り、現地の状態を親しく見聞し、次のような対策を奏上した。

……臣曩在都下聞安南之事，三支互争形如鷓蚌，可收漁人之利，意竊信之。今入境与司會議，其美不然。蓋莫登庸全有其地，諸酋率服，黎寧播越不知其所，且黎氏魚肉国主，在陳氏為賊子，屢取屢叛，在我朝為乱魁，今其失国播越，或者天假手於登庸，以報之也。……若復立黎，是悖覆暴之義，勢莫能久。夷狄之運弗復，遼人・金人之盛尚不復興。……若黎寧者今雖置之，終為他有何者。傾木不能植，余燼不能嘘，茲天道也。故今日於安南直宜問其不庭，責以称臣，約之修貢，彼若聽服，因而授之。此因勢以定，不在勞兵也。若必征剿則勢難窮追，兵難久駐，老師生變未見其便。……伏乞聖明遠照，聽臣便宜從事。⁽³²⁾

余光は安南内部の紛争に介入せず、実質的には安南の支配者といえる莫登庸の支配を中国に対する臣属と朝貢の義務を前提に承認しようと考えたのである。そして、若しこの前提条件を拒否される場合はこれを討伐することにすればよいのであるから降伏を承認するか討伐するかは現地官憲の判断に一任することを認めてほしいというのである。

この余光の意見は四月丁卯の潘珍、五月の毛伯温や徐九皋等の見解と一脈相通するものがあるが、現地において安南の実情をみての立論であるから更に説得力に富むものであつた。

余光の意見に關し兵部は世宗の諮問にこたえ「其の敷陳当を失ない、比擬不倫にして、挙動輕率なり⁽³³⁾」として「奪俸一年」の処分を奏請しているが、さりとて、進発命令も出されず、嘉靖十六年の安南討伐論は鄭惟憊の来朝をむかえることにはじまり、次第に具体化するかにみえながらも何等の措置もとられることなく、動揺し、一進一退の中に終つてしまつたといえるだろう。

一方、現地においては雲南処撫の汪文盛を中心とする工作が着々と進展しつゝあつたようである。

初上以黎寧之奏，暫停征討安南之師，詔雲南・両広督撫等官，体勘的確夷情，從宜撫勦。于是，汪文盛伝檄安南，諭各土官目，能預自帰順者許仍其世業，令武文淵等，号令黎氏旧臣，各興兵自効，併諭登庸能束身自帰，籍上輿凶者待以不死。于是，安南官目陳惊・黄公幹等及鄰境土官水尾州等酋陶仙等咸願内附，武文淵因攻登庸守関宮破之。登庸子方瀛（||登瀛）時已代登庸拠国，率兵攻文淵不克。文盛以蒙自・蓮花灘者其地当交広水陸衝，遂列寨樹宮置兵，賊腹中以為諸婦正人声援。方瀛懼乃遣頭目范正毅等，奉表来降⁽³⁴⁾投牒。

これによると汪文盛は直接莫登庸によびかけるとともに武文淵等投降交人を利用して、莫氏に反対する勢力を煽動して莫軍と交戦せしめており、これ等一連の措置により莫登庸の子登瀛（方瀛）が遂に降表をもたらしたというのである。

汪文盛の莫氏に対する直接の働きかけが何時頃なされたかは明らかでないが、この記事によると世宗が雲南・両広の督撫等の官に詔して宜に従い撫勦することを命じたのに応じて汪文盛が行動を開始していることは明らかである。

しかして、かゝる命令の出されたのは嘉靖十六年五月のことであり、八月には莫氏の偽大誥が明側の手に入り、世宗を硬化させ「復勅雲南・両広鎮巡年官，仍照前旨，多方計画，協力征勦⁽³⁵⁾」という事態になったのであるから、この点からみると、嘉靖十六年の五月より八月の間に莫氏に対する直接工作が汪文盛によりなされたと推論してよいだろう。

ところが、莫氏側の使者が降表をもたらした時期、すなわち嘉靖十七年三月には明廷としては討伐を決定していたのであるから、莫氏の投降を受理する意図はなかったものと考えられる。

明廷では莫氏投降に対する処置についての科道官の会議が三月丁酉（二十四日）にもたれたが、結論は次のようであった。

莫登庸父子篡主虐民，罪在不赦。今雖称降尚拠国土不肯私獻地，詭称邀請意図緩兵。……請正登庸父子篡逆之罪，恭行天討。……請命原推咸寧候仇鸞。工部尚書提督工程毛伯温仍受総督。参讚⁽³⁷⁾之命，往視六師許以相機便宜從事。

莫氏の投降は一時的に危機を迴避しようとする戦略的なものであり、その罪は赦すべからざるものがあるから天にかわりて断乎討伐すべしというのである。そして、この天討論に基づき同月二十八日、仇鸞は征夷副將軍の印を佩び、総兵官に充てられ、毛伯温は兵部尚書兼右都御史に任ぜられ征南諸軍事を参贊することになった。⁽³⁸⁾

こゝにおいて安南討伐論は新しい局面を迎えたかにみえるが、明廷の輿論は未だ討伐に批判的で皇帝と諸臣の意志の統一をみていないのである。

四月戊午(十五日)の提督両広軍務兵部侍郎張経は上言し「安南進兵の道、六有り。兵当に三十万を用うべく、一歳の餉当に百六万を用うべし。舟を造り、馬を市い、器を制り、軍を稿うの費は又、須らく七十余万なるべし。況んや、我大衆を調し、炎海を渉る。彼の劳逸と勢を殊にす。審処せざるべからず」とのべている。⁽³⁹⁾

張経の計算によると、両広の兵員で動員可能なものは十二万人で必要兵員の三分の一にすぎず、糧の調発の出来うるものは四十万で、必要量の四分の一、銀貯蔵額は三十余万両で、これまた必要額の二分の一であるという。

張経は正面きつて討伐反対論を展開したわけではなく、慎重に事態に対処することを要望したにすぎないが、具体的に挙げられた数字は南征が、兵員・糧米等の点からみて実際問題として殆んど実行不可能であることを示唆したといつてよからう。

明実録は四月戊午のこの張経の奏と並べて欽州知州林希元の奏をのせているが、これは次のような積極的な討伐論である。

「登庸、近頃黎寧・武文淵を攻めて皆敗らる。則ち、其の兵力知るべきなり。時失すべからず。請う、亟かに文武大臣を遣し、師を視て、以つて中国の南裔を収復せられんことを。」

かゝる賛否両論をうけて兵部尚書張瓚は徒らに會議を重ねたが、既決事項を更に再検討するなど論議の空転をみるのみ

で廟議は統一せず、遂に世宗は匙を投げて討伐の議を放棄してしまつた。

明実録 嘉靖十六年四月戊午条

……上不悦曰；安南事必識礼達道者見得分曉。朕聞郷士大夫私議相論議，謂不必征討。爾等職司邦全不主持，一一委之會議，既俱不協心国事，其已之。仇鸞。毛伯温令在京別用。

世宗は、こゝで実質的には討伐反対論に屈したことになるのである。

錢穆博士は明代の政治制度の欠陥を指摘して、明代に皇帝の独裁権が確立された結果、一切の決定は皇帝に委ねられたが、精力的な皇帝は例外としても、普通の皇帝では体力的にも、智力の上でも万般に亘つての決裁をなすことは不可能であり、結局は政務から遠ざかり、深宮に引きこもつてしまふ。憲宗の成化以後、嘉宗の天啓に至るまで前後一六七一年間に皇帝は大臣を召見したことがないのも当然で、これは皇帝一人が万機を総攬することが不可能であるからで太祖が宰相を廃したことは不可解であるといわれている。⁽⁴¹⁾

皇帝権の確立にともない皇帝の責任が重くなり、その能力の如何が、政治に大きな影響をもたらすようになるのは当然であるが、その反面、皇帝が無能であるか、政治に対して無関心であるならば、皇帝権が強大であればある程、政治上の混乱を招来する結果になる。

明代に皇帝の権威をかりた宦官の弊害が顕著であつた事實は、かゝる事情を裏付けるものと見做すことができよう。

かりに錢穆博士のいわれるように宰相を置いて行政上の責任をもたせる体制をとつていたならば、安南問題にしても世宗のいうように「一一之を會議に委ね」荏苒時を過すような醜態は演じなくてすんだであらうと思われる。

原来、この討伐論には中国側にとつて不可避ともいふべき原因が認められず、加うるに軍事的にも財政的にも、その実行を可能とする根拠が欠けていたのである。

それにも拘らず嘉靖十五年十一月の皇太子誕生に伴う詔諭使派遣問題以来、討伐論が抬頭し、十七年四月に至るまでの一年有余の時日を空費して論議を重ね、結局問題解決のために何策の具体的措置をなし得ぬまゝにこの問題が放棄されたということは一驚に値すること、明朝衰運の兆がこゝに看取されるといつても過言ではないだろう。

安南問題は、しかし、このまゝでは終らず、嘉靖十八年に至り、又々再燃したのである。

今回は、皇太子冊立の事実を藩属国に伝える詔諭使派遣問題を契機として安南問題が論議の対称となつたのであるが、嘉靖十五年の場合といふ、今回の嘉靖十八年の場合といふ、等しく儀礼的な問題に端を発しているのは興味深い。

明史安南伝には

十八年冊立皇太子当頒詔安南、特起黄綰為礼部尚書、学士張治副之往使其国。

とあるが、明実録(42)により詳細にみると、礼部ははじめ朝鮮に遣使する旨を奏したのみで、安南遣使は予定していなかつた。しかし、世宗は「安南亦、天覆の下にあり。邇年(43)叛服せるの故をもつて与に聞せしめざるべからず、令して廷臣の文学才識ありて国達(44)に通達せるものを択びて詔を齎し之を諭せしむること故事のごとくせよ」と主張し、安南にも遣使することを命じたのである。この結果として正使黄綰・副使張治が決定をみたのは十八年の正月丁酉(二十八日)のことであつた。(45)

黄綰は厳密なる銓衡をうけた末正使に任命されたのであるが、種々の口実を設けて安南に入ることを避け、同年閏七月辛酉(二十六日)には帝の怒をかい職を免じられてしまつた。(46)

黄綰が何故悛巡遲疑して安南入りを回避したか判明しがたいが、かゝる間に一方にあつて局面の新しい展開がみられた。すなわち、莫登庸による謝罪使の派遣である。

安南史料によると莫登庸の第二回目の投降使節団がヴェトナムを出発したのは方瀛(登瀛)の大正九年(黎寧元和六年一五三八年)嘉靖十七年

のことで、その明廷に達したのは翌嘉靖十八年（一五三九年）である。

大越史記全書に

莫遣阮文泰如明，齎表乞降，并祈処分。

とあり、欽定越史通鑑綱目元和六年条には更に、その間の事情について詳細に記載している。

莫登瀛遣其臣阮文泰等如明乞降。

登瀛聞明兵來討大懼遣其党阮文泰等，齎降表如明，詐言：曩翼帝為逆賊陳高（ママ）所害。登庸同國人推立昭宗。亡何又為姦臣杜温潤・鄭綏等誘遷清花。登庸又推立恭帝。尋自清花迎昭宗，歸与恭帝俱以病殂，黎氏無嗣。恭帝大漸与群臣議以登庸父子有功於國，召入付以印章嗣主國事，遂為國人所推。其不上表通貢者先緣陳昇挾諒山為梗，後為守臣閉關不納耳。至如今次所稱黎氏乃他人子，非昭宗之子也。明帝知其誣罔，且雖求降而辭不款服又不束身歸罪，乃決意討之。命仇鸞・毛伯温等馳赴広西徵兵進討。

右の綱目の註記によつても莫氏の主張の大略を知ることが出来るが、明実録は更に詳細に莫登庸の子莫登瀛（一方瀛）の降表を載せているので、こゝに引用してみよう。

嘉靖十八年（一五三九年）二月癸丑（十四日）の条である。

安南国頭目莫方瀛遣使臣阮文泰等奉表，詣鎮南関請降，因籍其土地・戸口以獻。其辞曰；伏以赦過宥罪聖人之仁也。畏天聽命小国之共也。臣竊念本國土地人民皆天朝所有。自陳氏既絶，黎氏承之。壹聽天朝所命。向者臣先国王黎暉遇害無子，国人其推其姪黎諫權管國事。黎諫病卒無子，国人共推弟黎慮權管國事。黎慮以年幼居攝，経六載間国内乖乱，道途梗阻，末及請命于朝。黎慮又不幸嬰疾無有子孫，宗派苗裔絶無可嗣立者。以臣父莫登庸係旧臣，預有微勞，召委國事。臣父上承黎氏付託，下為国人請逼，倉卒之間苟從夷俗。固知得罪於天朝所欽賜印信。撫集臣民又付于臣，臣慮夫臣故主黎慮未請于朝而授之臣父，臣父未得稟于朝而受之黎慮又付臣，其授者受之者皆非也。臣父子已甘受專輒之罪，累差本國頭目范正毅・阮文泰・阮度等，齎捧奏事并陳請首罪本具奏，而天朝関禁甚嚴，累経年久一使未通。臣父子夙夜思惟，食不甘味，寢不安席，已甘受稽緩之罪。改過者聖門所与，首罪者正法所寬。欽惟皇帝陛下徧覆

無私、包含罔外、特差両広・雲南鎮巡官、宣諭朝廷威徳、査勘臣本国事情、使臣父子得有所申弁、有所依帰。臣謹具臣本国土地人民実数、開陳奏進、伏望天朝処分。為臣本国臣、民立命庶臣父子、獲釈丘之罪、而臣一國人民咸圍天地生成之化。謹奉表陳情首罪以聞。外具本国土地界限、店五十有三、県一百七十有六、州四十有九、戸三十万、口一百七十五万。于是、両広鎮守等官以其降表馳奏。詔礼兵二部會議以聞。

この降表にみられる莫方瀛の主張はそのまゝ事実として受取ることとは出来ない。特に、その政權奪取の経緯は事実を糊塗した虚構の辞といふことができようが、莫氏が范正毅を嘉靖十七年三月に派遣したことは既述の通り明実録に徴しうる事実であるから、安南側が明朝との平和交渉を希望していたことは疑を容れないといえるであろう。

更に、前回の范正毅の派遣と、今回の阮文泰の派遣が、両広・雲南鎮巡官等中国側の主動に基づくものであつたということも、この降表により知りうるであろう。

この降表は鎮南関において中国側に受理され、明廷においては礼・兵二部の検討に委ねられることになつた。時間的にみると、黄綰が命を承けて安南に赴くことが決定されたのが、嘉靖十八年正月のことであり、莫氏の降表が明廷に達したのが、同年二月である。更に黄綰が遲疑して安南に入らず落職されるのが、閏七月であつた。

この間、礼・兵二部がこの降表の取扱いについて答申したという記録は明実録にはみられないから、恐らくは黄綰の帰着を挨つて安南対策を最終的に決定するといふ意向であつたと推定される。

ところが、安南遣使が不成功に終り、黄綰が落職閉住を命ぜられてしまつたので、明廷は安南対策を決定する決め手を失つてしまい、世宗は遂に安南遣使のことを棚上げにして、黄綰を落職閉住させた日、すなわち閏七月辛酉(二十六日)、兵部に対し、安南の処置についての最終的結論を答申することを命じた。

明実録には世宗の命を載せているが、これは語氣の強い文章で、世宗の憤懣の情がうかがわれるものである。

安南事本因一人倡之，衆皆随之，訕上為夏言之言，共起違慢之侮。此国応棄應討宜如何処之。兵部其即會議來聞。⁽⁴⁶⁾
この結果、兵部は「若し登庸果して隱謀あらば則ち、兵を進め以つて朝廷の法を正し、もし、東身して命を待ち、果して他心なくば則ち星夜して檄聞し、朝廷待するに不死をもつてする」ことを覆答した。⁽⁴⁷⁾

所謂和戦両様の構えをとることになつた訳で、世宗もこれによつて原任の仇鸞と毛伯温に南征を命じた。

嘉靖十六年五月丁亥に毛伯温は「議処安南六事」を奏上して、その第一に「若し、賊首来り降らば、臣等即ち当に奉聞区処し、待するに不死をもつてすべし。如し、昏迷して悛た^{あら}めざれば必ず尽く^{ころ}戮して赦すなし」といつた献策をしたが、この兵部の結論は結果的には毛伯温の提案と全く軌を一にするものであつたといえる。嘉靖十六年五月から十八年閏七月までの約二年間廟議を二分した安南問題も窮極的には二年前の毛伯温を献策を一步も出るものではなかつたのである。

結局、莫氏の投降は公的には受理されなかつた訳で、莫氏側からみれば投降策は再度失敗に終つたことを認めざるを得ず、明廷の動きを予測しかねて相当な不安を抱いたことと思われる。莫登庸が嘉靖十九年に明廷にあてた「投降聴⁽⁴⁸⁾処疏」の中で登庸は嘉靖十七年の阮文泰の派遣について（明廷においてとり上げられたのは嘉靖十八年であるが莫氏の遣使は嘉靖十七年の末頃なされたのであろう）次のようにのべている。

嘉靖十七年・臣父子謹遣阮文泰等，齎表丐降兼祈処分，俱出誠心，別無虚詐。但積誠未至，不能動聖心，夙夜憂危，靡遑寧処。

このような莫登庸の危惧をよそに中国側の準備は既定方針に基づいて着々と進捗するかのよう⁽⁴⁹⁾にみえたが、毛伯温と組んだ仇鸞には軽卒な行動多く、嘉靖十九年九月己酉（二十一日）、咸寧侯仇鸞は安遠侯柳珣との対立を機に北京に召還されてしまい、爾後の安南との交渉には代つて征夷副將軍の印綬をうけた安遠侯柳珣が毛伯温と共に当ることになつた。このような突発的な事故がおきた許りか、この期に及んでもなお討伐論に固執するものもあり、事の経過は必ずしも平坦な

ものではなかつた。とくに、欽州知州林希元は嘉靖十七年の初めより討伐論を唱えていたが、嘉靖十九年四月に至り上言し、主戦論を展開した。⁽⁵⁰⁾ 彼は欽州四峒の地の返遷を主張し、かつ討伐を実施すれば「莫氏挙げて定むべし」と論じた。

この論は御史錢応揚の反駁にあい「希元称するとの秘策なるものは、固より道路伝聞の語にして聴くにたらず」と見做され、世宗も「安南の事、すでに簡まじらかなり。文武重臣に命じて往きて議せしむ。諸臣また妄言するなかれ」として既定方針を確認したが、林希元がその上疏の中で触れた「必ず我が四峒を帰し……」⁽⁵³⁾ という主張は、この期の安南問題に領土に関する明側の新しい要求をもちこむ契機となつた。

従来、安南問題には嘉靖十六年の莫氏の十大罪⁽⁵⁴⁾にみられるように領土問題は含まれていなかつたのであるが、林希元の上言以後、明朝の安南に対する要求の一つとして四峒問題は大きな位置を占めるようになり、莫氏も、林希元の主張を承認し、対明交渉のための手がかりとして四峒問題を円満に返還することを決意するようになつた。

莫登庸の投降聴処疏⁽⁵⁵⁾は、四峒問題について次のようにのべている。

広東欽州守臣奏称；如昔・貼浪二都，漸凜・金勒・吉林・了葛等四峒原係欽故地。果如所称則是先年黎氏冒而有之。今臣願將前地，歸隸欽州。

この文中の欽州守臣というのが林希元であることはいうまでもない。

仇鸞と毛伯温は嘉靖十九年（一五四〇年）の三月には広東省城に至つていた模様⁽⁵⁶⁾であるが、それに先立つて、同年正月十五日に、莫氏側では莫登瀛（方瀛）が卒し、その子福海が立てられていた。登瀛の死は同年六月戊子（二十八日）、仇鸞の奏⁽⁵⁷⁾により明廷の知るところとなつたが、これによつて安南対策は何等の変更をも示していない。

現地において毛伯温等は広東守臣等と安南問題についての基本方針を討議した。

両広守臣には原来安南討伐について反対の意見をとるものが多かつたが、伯温との会議においても討伐論に対して否定

的な意見が多く開陳されたようである。

安南図説によると、

伯温至広、区画諸便宜、為進兵計。広守臣多難之。且謂莫之篡黎猶黎之篡陳。先後事同、不足誅。

と記されている。

かゝる空気の中でとくに伯温に大きな影響を与え、その安南対策を決定するのに貢献したのは広西按察司副使翁万達であつた。

彼は浙江右参政であつたが、嘉靖十九年二月丁卯に現職に補されたもので、この任用には蔡経の推挽があつた。⁽⁵⁸⁾翁万達は毛伯温に次の案を提示し、その同意を得た。

今日処莫賊者有三、文命告成功、此上策也。陳兵鞠旅、臨之以威、兵不血刃、此中策也。三令五甲必欲芟夷、絶滅其醜党、威則威矣。恐非聖天子好生惡殺之所先、此下策。今宜總衆長兼群策、俾機權在我、動出万全、縦不得其上、得可其中、不得已就其下、亦当鑒宋師覆轍、無俾後悔、伯温從之。⁽⁵⁹⁾

結局、毛伯温と翁万達は第一策をすゝめる一方、第二策の準備をととのえることゝし、両広・雲南の各三司等の官を会し具体的な配置を決定した。

この編成の詳細は四夷広記にのべられておるが、これによると広西の兵を主力とした中央軍(四万人)、左翼軍(一万四千人)、右翼軍(一万四千人)、雲南兵を中心とした蓮花灘左軍(二万一千人)、同右軍(二万一千人)、その他奇兵、海哨を加えた総数約十五万よりなつている。更に、毛伯温等はこれ等の他に武文淵等の安南投降軍の数六万三千を見込んでゐるから、軍員の動員総数は約二十一万余ということになる。

安南伝は「凡そ三十万境を庄す」とのべているが、既にみたように、⁽⁶⁰⁾当時の状勢からみて二十万、三十万の動員は實際

上、至難の業であつたから、実動員数は最大限十万程度であつたのではなからうか。

正確なる動員数を推定することは困難としても、或る程度の軍勢を国境に配置したことは確かであろう。そしてこの措置に併行して毛伯温は安南に対し檄諭するといふ直接的な働きかけも行なっている。

安南図説には伯温が師を境上に駐して交人に檄諭し、重賞をかけて登庸父子を購つたこと伝えている。

明史安南伝には

(嘉靖)十九年、伯温等抵広西、伝檄諭以納款宥罪意。

とある。かゝる呼びかけの内容は安南史料によつても知られるが、通鑑綱目には

檄諭以興滅繼絶之義、討罪止登庸父子、有能举郡县降者以郡县授之、擒斬登庸父子降者各賞二万金官顯秩。又諭登庸父如能束身帰罪、尽籍其土地人民、納款亦待以不死。

とある。

これらの史料をみると明廷は安南人民に対しては恩賞をもつて莫登庸父子を擒斬することをよびかけ、安南人民の投降を促すとともに登庸自体に対しては束身帰罪を要求するという二通りの方法を取つたことがわかる。このことは明実録によつても裏付けうる。

かゝる明側の和戦両様の備えに対して莫氏の方の対応策はどんなものであつたであろうか。

莫登庸は前の胡季犛の例に徴しても、自分の篡奪行為が明の干渉を招く危険性をもつものであることは知悉していたであろう。篡位後僅か三年の一五二九年(莫・明德三年、明・嘉靖八年)に登庸は位を長子登瀛に伝え、自らは要害の地古斎に退いたが、それは国内の輿論に対する顧慮であると同時に明朝に対する政治的配慮でもあつたであろう。

安南史料は登庸が位を禪つたのは老齡の故であるといふが、太上皇と称してからも、事実上、国家の事権は皆裁可して

いたし、⁽⁶³⁾ 禅位の際の年令は大体五十才余と推定され、更に、六十余才になつても馬具をつけずに騎馬で走りまわつていたという記録もある程元氣であつたことから推せば禅位の理由を健康問題や老齡ということにもとめることは難しく、それ等以外の理由がもとめらるべきであろう。

又、当時の明朝は国力の下降期にあり、政治上・財政上からみても多端な折でもあつたし、各地に叛乱も頻発していた。このような情勢について登庸も或程度の情報を得ていたであろうことは間違ひなく、恐らく、登庸はかゝる情勢判断にたつて、明側に安南討伐をなしうる余裕はないと考えていたのではあるまいか。

このことは次の蛮司合志の卷十三の⁽⁶⁶⁾記事によつても推定されることである。

それによると莫登庸が篡奪自主したので、明廷がその討伐を論じていると、これをきいて登庸が次のようにいつたという。

「中国の土官は弑逆をもつて事となす。数十年、法を正すものなし。而して、独り慮我に及ぶは何ぞや」と。しかし、莫氏側も当然のことながら明側に対する防備を全くしていなかつた訳ではない。

その防衛力の規模がどの程度であつたかは断片的な史料により推定するより方法がないが、その状態を物語つている史料に次のものがある。

(1) 王世貞・安南伝・これは前述の杜文壯が明側に捕えられた時の情報として伝えられるものである。

(杜) 文莊言；方瀛都黎王故京，有精兵四万人，戦象百，馬五百匹，舟五百艘，而登庸出鎮都齋（古齋）無城，四圍鉄力木作排柵，兵可五万人，象馬及舟如前。

(2) 四夷広記安南条

交人大為倣備，採毒藥以試其刃，収巴豆菌集置上流，截竹筒理地，冀陷馬足，陽言先由海道襲広東，時賂辺氓視伺

動静、以一閔吏通賄往来、不復能禁。(翁)万達密募敢死士、入偽都旬日、尽得其状。

これは本文中にあるように翁万達が決死隊を募つて安南に潜入させた結果得たところの状報である。

右の史料によつても明らか通り、莫氏の兵力と明側のそれとを比較してみると、仮りに明側の数字に相当な誇張があつたにしても相当な差があることを認めない訳にはいかない。

翁万達の情報によれば莫氏は毒藥を使い、巴豆菌を用い、截竹を埋めるなどの方法を採用つたらしいが、まさにゲリラ的戦法というべきで、正規の戦闘を交えるだけの余裕はなかつたと見做してよからう。

因みにいえば巴豆菌は下痢をうながす薬効があり、河に流して飲食水としての利用を妨げる目的であろう。

莫氏は兵力の絶対的な差を認めなくてはならなかつたであろうし、又、一方国内の黎寧を中心に擁立した鄭検・阮淦一派にも対処しなくてはならないという不利をも背負つていたのであるから、極力軍事的な衝突を回避すべく努力したのは当然で、莫氏の存続を可能ならしめる唯一の方途として明朝に対する投降以外のことは考えられない状態であつた。

莫登庸が毛伯温のよびかけに応じて投降の申し出をなしたのは大体嘉靖十九年十月の頃と思われる。これは第三回目の投降である。

四夷広記に

……登庸聞之、恐亟請出境降聽候処分、伯温於本年(嘉靖十九年)十月二十八日、先令彼国小目陳棗等詣念涯等營陳款、令十一月初三日准其来降。

これによると十月二十八日には投降のための予備交渉がもたれているから投降申し出は、それ以前の大体九月末から十月にかけてなされたとみてよからう。

投降の申し出をうけた毛伯温は躊躇なくそれを受けたが、その提案受理の際の判断は次のようなものであつたらしい。⁽⁶⁷⁾

尚書伯温与左参政翁万達計，今兵食非能加我太宗時也。不許（投降）而深入，勝則可，万一負，当壞散不振為中国耻。

莫氏と明朝との間に行なわれた十一月三日の投降の様子は多く伝えられているが、実録には左の通り記されている。

十九年十一月三日來降時，登庸子方瀛已死。乃留孫福海守国，登庸与侄文明并西首阮如桂等四十余人入関。各尺組繫頸，詣所闕庭，徒跣匍匐稽首，疏上降表，復詣軍門，匍匐再拜，尽籍国中土地軍民職官，悉聽処分。欽州所奏被侵四峒境土，願以内属，仍請奉正朔，旧賜印章謹護守，以候更定。於是，伯温等宣諭朝廷威德，暫令帰国侯命。

莫氏側が提示した投降条件はこれによつて明らかである。また、その投降式の模様については安南側の全書も、通鑑綱目も明実録の記述に従つており変りがないが、全書は登庸と共に鎮南関に赴むいた使節団の氏名を次のように伝えている。

莫登庸，莫文明，阮如桂，杜世卿，鄧文値，黎総，薛文速，阮經濟，楊維一，斐致永，

投降を受理した毛伯温は諸臣と協議のすえ、「安南威を畏れて束身して罪に帰す。それ、黎寧自ら黎氏の後と称するも、譜系詳らかならず、もつて拠となすなし。乞う、宥して登庸を納れ、故爵を削去して、量りて暫秩を授けんことを」と上疏し、あわせて莫文明等投降使を嚮導して嘉靖二十年四月、明廷に至らしめた。

この投降使節団は降表をたずさえた莫文明と黎氏の旧臣黎全、阮經濟、阮如桂等よりなつていた。

莫文明は老齡の登庸の代理であり、阮如桂等は黎氏の旧臣として登庸が大権を掌握するに至つた経緯が合法的である旨を保証する任を負うていたのである。

前者のもたらした投降聴処疏及び、阮如桂らの奏請莫登庸管摂国事疏はともに四夷広記（玄覽堂叢書続集第一百冊）安南芸文におさめられており、その夫々の要旨は明実録にも引かれている。

阮如桂等は登庸が夷目と称すに至つた経過をのべ、「莫氏重罪を負うといえども、寔に夷情帰するところなり」とその

現状の承認を求め、更に、黎寧については「(鄭)惟懐称するところの黎寧なる者は、国人相伝え、皆もつて阮淦の子となす」とのべ、万一、黎氏の子孫が存在するならば、自分たちも衆をひきいて歸し、土地も奉還するであろうとのべている。

この投降の取扱いについて明帝は諸臣に諮問し、一つの結論が下された。結局毛伯温の上疏が採用されたのである。

上命安南国為安南都統使司，以莫登庸為安南都統使，官從二品，子孫世襲，別給銀印，旧所僭擬制度削度削去，改正海陽・山南等十三路各置宣撫司，設宣撫同知・副使・僉事各一員，更襲黜陟俱以付登庸。广西蕃司每歲給事与大統曆，以奉正朔。仍令三歲一貢，四峒侵地遠屬欽州，令兩広撫臣優恤之，國中錢穀甲兵之數不以必奏報。黎寧仍令守臣勸訪果係黎氏之後，授与所拋四府，以承宗祀，否則已之。莫文明諸夷使及所遣伴送之人各加賞賚。⁽⁷⁾

すなわち従来の安南国にかわり安南都統使司がおかれて莫登庸が都統使に任せられ、その地位の世襲を認められると同時に、その下に十三宣撫司がおかれて莫登庸が任命権をもつことも許されたのである。

四峒の返還は勿論のことであるが、他に正朔を奉じ、三年一貢の義務を負うことは従来通りであった。又、新らしく銀印を給することもさだめられた。

問題となつた黎寧の処遇もその出自が明確になつたら宗廟の祭祀をたやさぬよう現在拋つている地を授けるといふことで決着をみたのである。

この決定と共に論功行賞も行なわれ、安南問題はやつと落着いたのであるが、この決定は明廷・莫氏の双方の複雑な国内事情を背景として、妥協した結果生まれたものでいくつかの問題点を含んでいる。

第一に莫氏側にとつて都統使任命は予想外の処置であつたといえよう。

投降聴処疏において登庸は前王家たる黎氏にあたえられた国王の印を継承することを願ひ、「臣たゞ宣しく謹守して、敢えて擅用せず」と誓つているが、このことは登庸が、国王としての地位が保証されるであろうという期待を抱いていた

ことを示している。予想に反した莫登庸は、不満ながらも客観的状況におされて結局、都統使の地位を甘受せざるを得なかつたというのが実情であろう。

明側についていえば、莫氏の投降を受理したことにより、篡奪者を排除して、中国の法に安南を従がわせるといふ討伐論の最初の主旨に悖ることになり、周辺地域に対する中国的秩序の維持者としての地位と実力の喪失を示すことになつたのである。

かくして明と莫氏の交渉は本稿(Ⅰ)においてのべたように、原則論が現実論のまへにもろくも潰えたといふ一例を歴史に留めたのである。(未完)

註

(1) 明実録 嘉靖十六年二月壬子条によると鄭惟僚が明廷に備

陳した内容は次の通りである。「正徳十一年(一五一六年)

逆臣陳嵩為乱，弑主黎暉(裏翼帝)，本国共立暉之故兄長子

諱，權管国事。十六年(一五三七年)、討嵩誅之。其臣莫登

庸等復謀不軌，迫逐諱居外，協立其庶出幼弟憲，假撰国事，

尋鳩殺憲，偽立己子，自称天王。由此，道路阻截，貢使不通

，諱以是竟憂憤成疾死。本国復立寧為世孫，權管国事。寧為

即諱之子也。屢馳書總鎮，告難，俱被登庸邀殺之於路，不得

達。邇因広東商船，潛行取道來京，乞興問罪之師，亟救国

難。」この奏は歴史的事実について必ずしも正確ではない。

(2) 明廷でも鄭惟僚の情報をそのまゝ信じたわけではなく、礼部は次の覆答をなし、情報の再検討をもとめている。

明実録嘉靖十六年二月壬子条・安南信使不通者二十余年，今

十六・七世紀における中国・ヴェトナム交渉史に関する研究(Ⅲ)

朝廷方擬興師問罪，彼国告變之奏遂至，事屬可疑，且惟僚等

附師漂海，延至占城，二年行至広東，地方又不呈，身赴告所

在官司，給文起送，亦難尽信，今宜將惟僚等，暫留在館，令

原差錦衣衛等官，勘覆彼国事情，作速且奏，以待区処。

(3) 明実録 嘉靖十六年四月庚申条

(4) 註(1)の鄭惟僚の上奏参照

(5) 註(3)と同じ

(6) 明実録 嘉靖十六年四月辛酉条、一請欽定大将所佩印、名号、

給文武諸臣制勅，符驗旗牌。一北人不便南征，宜調両広・川

・貴・湖広・福建諸漢兵并狼苗鈎刀手等土兵，聽總兵，參贊

隨宜調發，仍申嚴軍令禁止其貪貨殺降。一兵機進止悉聽總督

參贊便宜行事其各副參三司以下俱得委用。一遣科道官各二員

紀驗功次。一統領漢土官兵宜善加撫，馭激勸成功，有壳放賊

党潜通奸細者必罪無赦。一両広之欽州・思明・憑祥・雲南之

臨安・蒙自皆可取道，進兵須募熟諳夷情者以充嚮導。一進兵之日嚴守各關隘以防奔逸。一臨陣有能殲奪渠魁者授以上賞，其故違節制及逗留觀望者以軍法從事。一凡官軍經住處所資用器物令地方預備。一行巡撫等官會查征進事例，發官銀犒賞，將士各令從厚。一軍前賞賜銀牌花紅段絹等項，總兵參贊到日徑自處置施行。

- (7) 明實錄 嘉靖十六年四月辛酉條
- (8) 同右 嘉靖十六年四月丁卯條
- (9) 同右 嘉靖十六年四月丁卯條
- (10) 明史卷三百二十一、安南伝
- (11) 黎正甫「郡県時代の安南」民國三十四年、第六章「明代復置郡県及棄守始末」一六四頁
- (12) 明史卷百九十八、毛伯温伝
- (13) 明實錄 嘉靖十六年五月丁亥條
- (14) 明實錄 嘉靖十六年五月丁亥條
- (15) 註(6)参照
- (16) 註(14)と同じ
- (17) 明史卷百九十八、毛伯温伝
- (18) 明史卷三百二十一、安南伝
- (19) 明實錄 嘉靖十六年五月丁亥條
- (20) 同右 嘉靖十六年六月戊辰條；遣安南使者鄭惟憭回国。
- (21) 同右 嘉靖十六年五月乙巳條
- (22) 同右同条「時給事中謝庭范亦疏言修省事，其語畧同。」徐

九臯と同じ主旨のものであつたことが知られる。

- (23) 同右 嘉靖十六年六月乙亥條
- (24) 同右 同年七月壬午條
- (25) 欽定越史通鑑綱目 莫大正八年春二月條の註記；明帝既得登庸僭逆罪狀，雲南巡撫汪文盛又奏言，登庸陰使知州阮景等行覲至納叟山，為土舍李孟光所擒，併獲偽撰大誥一冊以獻，明帝大怒乃命咸寧侯仇鸞為總督，尚書毛伯温贊理軍務，將兵討之，汪文盛伝檄諭以禍福。
- (26) 四夷広記(玄覽堂叢書統集第九十九冊)安南項
- (27) 安南伝 卷二
- (28) 明實錄 嘉靖十六年九月壬午條
- (29) 同右：上曰；文淵傾心帰附，慕義可嘉，其授以冠帶，仍賜武職四品章服，賚以白金文幣，子陵等皆授冠帶，趙光祖等亦賜銀幣。
- (30) 明史 卷百九十八毛伯温伝
- (31) 同右
- (32) 明實錄 嘉靖十六年十月壬子條
- (33) 同右
- (34) 同右 嘉靖十七年三月丁酉條
- (35) 明史 卷三百二十一・安南伝
- (36) 明實錄 嘉靖十六年八月甲寅條
- (37) 同右 嘉靖十七年三月丁酉條
- (38) 同右 嘉靖十七年三月辛丑條

(39) 明史 卷三百二十一、安南伝

(40) 明実録 嘉靖十七年四月戊午条：蔡絳奏……今覈而広兵，除哨守外，漢土及顧募不過一十二万，僅及三之一，粮除歲支外，改運空及召買不過四十万，僅及四之一，銀括諸庫所貯，不過三十余万，亦僅及其半耳。若兵未可以期月期所，費尚不止此。

(41) 錢穆・中国歴代政治得失・中華民國四十八年六月增訂三版 香港・頁八五、九四

(42) 明実録 嘉靖十八年正月丁酉条；先是，恭上皇天上帝大号尊加皇祖諡号，礼成。礼部奏遣使詔諭朝鮮。上曰安南亦在天覆之下，不可以邇年叛服之故，不使与聞，令扞廷臣有文学才識，通達国達者齎招諭之，如故事。於是，所司以其人上，上命更推者再四，皆不遣。己而乃命原任礼部左治郎黄綰，陞本部尚書，為正使。右春坊右諭德張治陞翰林院学士，為副使，捧詔行。時綰守制家居，趨赴行在所領，面諭行事。

(43) 註(42)参照

(44) 明実録 嘉靖十八年五月庚午(二十七日)条；原任礼部左侍郎黄、趨召至徐州，先馳使具奏以疾不能前，是以失期。上責綰不馳赴，而舟詣京師，遷延怠緩大不敬君命，令自列罪状，已而釈之。綰因上言，臣奉命使安南不敢不竭其忠赤，第彼国素能詭詐，非区画至当，不可以往。苟輕身以入其境内，而為彼所制，不特事機所関有難処，而礼文交接亦多難定。即臣不足惜，奈国家何。故臣願陛下之容臣重命而行也。且雲貴

両広各有重臣当事，在彼中必執意見不能相下，臣縱親秉廟謨言，無所撓，必得勅旨，令各該地方大小官員并土官人等，俱聽臣節制，仍給賜関防以便行事，則事權歸一於使事便。上嘉其為国仕事，悉從所請。綰又述安南国所叛服中国及彼国伝繼改革与中国命討利敗事蹟，乞勅内閣考拠累朝実録，訂其同異。仍勅各衙門，將黎氏受封始末，及黎利・莫登庸先後叛逆情罪，并国朝歴年経遣使臣，及受封国王姓名与其世系来歴，有無請封縁由編写成帙稟之以行，備臨事折衷対応之用，下礼部議聞。綰復言曰；昔樂羊代中山謗書盈篋，馬援伐交阯有文犀明珠之譖，如賢猶不免。臣今与学士張治共事安南，皆朴忠孤立，一出君門即遠万里，能保無多口之憎哉。惟上体恤臣私，遴科道官有才識不阿党者各一人，偕臣往視事，仍命吏・礼・兵三部，共推扞部屬中有才望，諳彼処事情者二人，備咨訪応緩急之用，倘至彼行事有涉機密者臣密封奏聞，乞留中不下則無露泄者。又言安南王世孫黎寧有奏，乞權管国事，而莫登庸有降表，俱称守欽賜印信，則是一国二印矣。彼国故嘗有進貢表文，藏之内府，乞付臣以別其印文之同異，則真偽可弁也，下礼兵二部議聞。

明実録 嘉靖十八年閏七月辛酉(二十六日)条；礼部尚書兼翰林院学士黄綰罷。先是・綰以礼部左侍郎陞礼部尚書，充正使往諭安南未行，為父母請贈，且援建儲恩例給誥命如其官，上怒日；綰先因行取使安南聞命不趨，既至則多端請辭，畏縮關茸。今又復有是請，其以原職間住，毋復起用。

(45) 大越史記全書統編卷一黎紀七・戊戌六年条

(46) 明実録 嘉靖十八年閏七月辛酉条

(47) 同右 嘉靖十八年閏七月辛酉条 黎氏本我臣妾義不可棄，

而其臣莫登庸篡國逼王罪所必討，近雖畏威悔過，上表乞降，籍其土地人民，恭聽處分，拋其哀情似亦可矜，但夷情反覆，詭秘難信，請勅原擬欽命咸寧侯仇鸞・兵部尚書毛伯温往兩廣・雲南調集各處漢土官兵，詔諭安南歸順土官刁雷及黎氏旧臣武文淵等，各練集兵糧以備征討，若登庸果有隱謀，則進兵以正朝廷之法。如其束身待命，果無他心，則星夜檄聞，朝廷待以不死。如此，春生秋殺，仁義並行不悖。

この兵部の覆答はそのまゝ、毛伯温に対する詔勅の内容と一致する。参照 嘉靖十八年「勅兵部尚書毛伯温」・四夷広記

(玄覽堂叢書統編第一冊)

(48) 四夷広記 安南芸文「投降聽處疏」(玄覽堂叢書統編第一

百冊)

(49) 明実録 嘉靖十八年十一月乙卯条・咸寧侯仇鸞受命議討安

南浜行，請帶間往省祭等年官吳電等一十八人与俱，上怒令兵部查議以聞，兵部奏鸞越例妄請，鸞亦尋疏引罪，上念鸞方膺重命姑不究。令法司逮法電等貪祿希進之罪。

同右 嘉靖十九年九月己酉条；咸寧侯仇鸞至広挾所捧勅書陵轍，鎮守総兵官安遠侯柳珣欲其以戎服蒲伏入見，珣不聽，鸞遂劾珣，珣亦自請于朝，兵部不能決，奏請上裁。上責鸞輕傲令回京，即以珣掛征夷副將軍印，令会同毛伯温，議処安南

事。

(50) 明実録 嘉靖十九年四月丁卯条 欽州知州林希元上言曰；

……臣以為欲得其情，宜与之約；曰必歸我四峒，必令黎寧不失位，令黎氏旧臣若鄭惟懌，武文淵等，皆有爵土，必奉我正朔，能從我者降也。不然詐也。而後興問罪之師，因助順之勢，討偃息之虜，何戰不克。又曰；方瀛之所恃者都齋耳。其地浜海淤塗十余里，舟不得泊，計以為王城不支即守都齋，都齋不支即奔海上耳。若以東莞瓊海之師，助占城擊其南，賊不得奔矣。以福建之師，航海出枝，封湖広之師，出欽州，与之合，以攻都齋，無巢穴矣。以広西之師，出馮祥，雲貴之師出蒙自，与之合以攻竜編，則根本拔矣。如此，莫氏可舉而定也。又条上方略書凡四，上而為御史錢應揚所劾言；希元所稱秘策固道路傳聞之語，不足聽。上曰；安南事已簡，命文武重臣往議，諸臣勿復妄言。

(51) 註(50)参照

(52) 同右

(53) 同右

(54) 註(3)参照

(55) 註(48)参照

(56) 天下郡国利病書卷一百一十八・安南条；(嘉靖十九年)三月仇鸞，毛伯温至広東省城，移檄諭之，尋与蔡經督兵往南寧。

(57) 明実録 嘉靖十九年六月戊子条；咸寧侯仇鸞，尚書毛伯温

奏，莫方瀛皆逆法所必誅，伝聞已死，或言為電震所殛。：

(58) 明夷録 嘉靖十九年二月丁卯条；……蔡経言，万達才識弘

敏，比経理安南，莫方瀛父子帰，多其区画之力，于地理夷情
問悉，莫若即補広西。

(59) 四夷広記 安南項

(60) 安南伝；征蛮將軍安遠侯柳珣兼征夷副將軍，兵部侍郎蔡経
以二広兵合，征南將軍黔国公沐朝輔以雲南兵合，凡三十万庄
境。

(61) 本文 六十八頁張経の疏参照

(62) 全書 冬十二月時莫登庸篡位三年，白以年老乃与其長子登
瀛，自称太上皇。

(63) 通鋼綱目 莫登瀛大正元年条 春正月……自以年老称太上
皇，還居古齋以鎮固根本而国家事權皆裁決焉。

(64) 安南伝卷二に、嘉靖十六年明側に捕えられた杜文荘の情報
をつたえ「……而又言，登庸六十余矣，騎捷不施銜勒。」と
ある。当時六十余才として登庸の禅位の頃の年令を逆算する
と五十余才となる。

(56) 註(64)参照

(66) これは原文をみることが出来なかつたので边疆論文集第一
冊(民国五十三年
台北)の「中国辺政之土司政度」に引用してあるも
のを利用した。

(67) 安南伝 卷二

(68) 明夷録 嘉靖二十年四月庚申条

(69) 全書 庚子八年(莫・大正十一年)冬十一月条

(70) 註(68)に同じ

(71) 右に同じ